

令和3年度原子力規制委員会
第3回会議議事録

令和3年4月14日（水）

原子力規制委員会

令和3年度 原子力規制委員会 第3回会議

令和3年4月14日

10:30～12:20

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水の取扱いに関する政府方針を踏まえた対応について
- 議題2：東京電力柏崎刈羽原子力発電所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の23第2項の規定に基づく命令について（案）
- 議題3：東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の実施方針について
- 議題4：令和2年度の原子力規制検査の運用実績等を踏まえた制度改善のためのガイド類の改正等について
- 議題5：放射線審議会委員の任命について（案）
- 議題6：放射線審議会の開催状況について
- 議題7：審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善について－令和3年度の実施計画の策定－
- 議題8：渦電流探傷試験、超音波探傷試験及び漏えい率試験に係る日本電気協会の規格の技術評価と関係規則解釈の改正、並びにこれらに対する意見募集の実施について
- 議題9：まん延防止等重点措置の実施を踏まえた原子力規制委員会の対応の変更について

○更田委員長

それでは、これより第3回原子力規制委員会を始めます。

今週も、新型コロナウイルス感染症対策のための外出自粛要請を踏まえて、一般傍聴は行わず、ウェブ上の配信のみで原子力規制委員会を開催します。

また、本日、午後の国会対応との関係で、私は恐らく途中で退室することになりますが、その後の進行については田中委員長代理にお願いしたいと思います。

最初の議題は、「東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水の取扱いに関する政府方針を踏まえた対応について」。説明は竹内東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長から。

○竹内原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室の竹内から、資料1について御説明させていただきます。

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針が、昨日、4月13日に開催されました廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議におきまして決定されました。その基本方針につきましては次のページ以降記載されておりますが、ごく簡単にポイントだけ申し上げます。

原子力規制委員会資料としての通しページ、大きな番号がありますけれども、3ページから8ページ前半にかけて基本的な考え方や決定に至る経緯が記載されておりまして、処分方法につきましては8ページ後半に処理水の海洋放出を選択するということが記載されております。

9ページ以降は海洋放出の具体的な方法等に関して書かれておりまして、11ページに今後2年程度後に海洋放出を開始することを目途とするといった旨の記載がございます。その後の具体的な放出方法につきましては、風評影響を最大限抑制するための対応に重点が置かれている内容が記載されております。

最初のページに戻っていただきまして、二つ目の段落ですけれども、今後、東京電力は、実施計画について原子力規制委員会の認可を受けた上で海洋放出を実施することとなり、また、政府及び東京電力はモニタリングを強化・拡充することになります。

こういった方針を踏まえまして、以下1から3に示します対応を進めてまいりたいと考えております。

まず一つ目の実施計画でございますけれども、ALPS処理水の処分に係る実施計画の変更認可申請につきましては、昨日基本方針が決まったばかりですので、まだ具体的な申請時期等について我々は把握しておりません。従いまして、東京電力から具体的な処分方法の検討状況や実施計画の申請時期などについて特定原子力施設監視・評価検討会において確認し、必要な検討を行ってまいりたいと考えております。直近では来週4月19日の検討会を予定しております。

(2) 実施計画の審査ですが、実際に実施計画が提出された際には、「特定原子力施設

への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項」、我々としてはいわゆる措置を講ずべき事項と呼んでおりますけれども、これに照らしまして、以下四つのポツ（・）に示します事項について審査を行うことを考えております。

一つ目としては、排水設備の構造・強度等の設計、それから処理済水の放出時の希釈方法。ここで処理済水と書かせていただいているのは、我々はこれまでALPSで処理された水を処理済水と呼んでおりますけれども、一方、政府の方針では、今後希釈できるようになった水についてはALPS処理水と呼ぶことが明らかにされておりますので、ここではそういう使い分けをしております。それから、浄化処理前後の処理済水に含まれる核種濃度測定・評価方法及び体制、処理水放出時の核種濃度等の監視方法といったことを審査で確認することになります。

審査では措置を講ずべき事項に照らしまして、規制要求であります処理水の放出を含めた施設全体からの追加的な敷地境界における実効線量が1年当たり1 mSvを下回ることなどを確認することになりますけれども、一方で、今回の処分に係る実施計画は、政府の基本方針の中でも求められておりますけれども、この基本方針を確実に実現するための内容であることも求められておりますことから、基本方針につきましては規制要求には当たらないものでございますけれども、政府の方針に則したものであるかについても確認することとなります。

1. の下から三つ目ですけれども、審査は公開の審査会合により行うこととしたいと考えております。また、審査の状況につきましては、特定原子力施設監視・評価検討会と情報共有いたしまして、この検討会において指摘された事項なども踏まえて審査を行ってまいりたいと考えております。

以上が実施計画に関する対応でございます。

「2. ALPS処理水の海洋放出前後のモニタリングの実施について」は監視情報課の担当になりますけれども、モニタリング調整会議の下、関係省庁と連携し、ALPS処理水の海洋放出の開始前から海域モニタリングを行うべく検討・準備を進めるという方針でございます。

最後に「3. 第三者によるレビューの実施について」ということで、IAEA（国際原子力機関）など第三者によるレビューを通じて、ALPS処理水の海洋放出に関する実施計画の審査、海域モニタリングにつきまして、客観性及び透明性を高めるための取組を行ってまいりたいと考えております。

以上3点の方針について、今申し上げた内容で進めたいと考えております。

説明は以上でございます。

○更田委員長

昨日、関係閣僚等会議で政府方針が決定されたところですのでけれども、それを受けて今後、東京電力から具体的な方法が申請される。通常の実施計画の変更申請は監視・評価検討会

で見ているけれども、監視・評価検討会に加えて、ここでは審査会合という呼び方をしていますけれども、本件についての審査会合を設けるとするのが1点目。それから、モニタリングに関しては、モニタリング調整会議の下で行われることになります。三つ目はレビューに関するものです。

御意見はありますか。

伴委員。

○伴委員

正式に方針が決定されたということで、1. にありますように、監視・評価検討会の中でその技術的な内容をしっかりチェックしていく。そして、審査は公開でやるという方針でよろしいと思います。

2. と3. について確認をしたいのですが、まずモニタリングについては一口にモニタリングと言っても相当いろいろなレベルのものがあって、そこにはいろいろな関係者、機関が関わると思うのですが、それは全てモニタリング調整会議の下で統合して方針が決定されるという理解でよろしいのかということが1点。

それから、3番目の第三者によるレビューなのですが、IAEAなどがありますが、現時点でIAEA以外の第三者が想定されているのかどうかということと、こういった第三者とのやり取りの窓口はどこが務めるのか。

その2点をお願いします。

○更田委員長

伴委員の御質問は、事務局に対する質問ではないと思います。

まず一つは、モニタリングに関して言うと、モニタリング調整会議の下でというのは、そうでないということであれば原子力規制委員会が考えることなので、事務局がお答えするものに当たらないように思うのですが、これまでもモニタリングに関しては原子力規制委員会だけが担っているわけではないので、政府に置かれているモニタリング調整会議において正に調整が図られてきた。今後どうあるべきかという御意見があればここで議論すべきで、それは事務局方針ではないと思うのです。

言うまでもなくモニタリングに関しては、事業者が行うモニタリングもあるし、それから私たちが担ってきた責任の下でのモニタリングもあるし、自治体が行っておられるモニタリングもあります。それから、今後関係省庁が行うモニタリングもある。それぞれがばらばらになることは何のメリットも生まないので、やはり一つ的意思決定の下でされるということもあって、このモニタリング調整会議が置かれているのだと思うのです。

特に今回の処理水に関して、前後でのモニタリングが必ずしも規制上の目的だけではなくて、風評被害対策ですとか様々な目的に照らした上でのモニタリングになるわけですが、それは原子力規制委員会が担うものだけではなくて各省庁のものもあるので、原子力規制委員会が原子力規制委員会独自の目的を持ってというのがあれば、それはまた別途ということがあるでしょうけれども、基本的にはこのモニタリング調整会議の下でどう

進めるかが調整され、かつ意思決定されるものだと認識をしています。特にそれではまずいということであれば御意見を頂きたいと思います。

○伴委員

決してまずいということではなくて、1、2、3と項目を挙げてあるうちの1.については非常にクリアである。これは我々がしっかりと使命を果たしていくことなのですけれども、今更田委員長がおっしゃったようにモニタリングに関しては我々の中だけでクローズするものではなくて、しかも今回は相当慎重に綿密にプランを立てていかなければいけないので、正にばらばらになることがないように、ここが司令塔になるんですねということを確認しておきたかったということです。

○更田委員長

そのとおりです。更に言えば、ここに特に書かれているけれども、海域モニタリングについても原子力規制委員会以外のアクティビティが計画をされているので、それであるからこそモニタリングに関してはこのモニタリング調整会議が言わば司令塔になるべきだし、それが望ましいと私は判断をしました。原子力規制委員会も同意されるものと思って、本日諮っているという形です。

それから、第三者によるレビューは具体的に経済産業大臣が事務総長と会談もされて、IAEA(国際原子力機関)は協力を惜しまない旨、これまでもおっしゃっていますけれども、それ以外にも個別の規制当局で力になれるのならばという申出があるのも事実です。ただ、それは必ずしも具体化されているわけではないし、それから、IAEAは圧倒的に各国が参加している機関であるので、IAEA以外のレビューを要するかどうかというのもありますけれども、規制当局の規制のアプローチ独自に関して言うと、IAEAにもNS局、安全に関わる局があるのも事実だけれども、それ以外の枠組みをとということも考えられなくはないと思っています。個別の規制当局からは、是非協力するという声を寄せていただいているのも事実ですけれども、これはまだ事務的な協議という段階までは行っていないと思いますが、どこが窓口かというと、INLA(国際原子力法学会)みたいな枠組みだと、これはトップ同士なので私が窓口になっているし、NERA等であれば国際室が1F室(東京電力福島第一原子力発電所事故対策室)と協力しながらという形になっているのだらうと思いますが、それからIAEAのレビューも含めてですけれども、具体的にどういうプロセスでというのはこれからだらうと思っています。

よろしいでしょうか。

石渡委員。

○石渡委員

2番目のモニタリングなのですけれども、モニタリングというのは私の理解では今までも生物学的なモニタリングも含まれていたと理解しているのですが、それを含むということでよろしいですか。

○更田委員長

そうなのだと思いますけれども、ただ、どうなのだろう。

○村山長官官房放射線防護グループ監視情報課長

監視情報課長の村山です。

現在のモニタリング調整会議で策定されました総合モニタリング計画に基づいて原子力規制委員会が行っている海域のモニタリングについては、海生生物は含まれておりません。海水と海底温について行っております。

○更田委員長

石渡委員の質問はそうではないと思いますよ。

○村山長官官房放射線防護グループ監視情報課長

水産物については水産庁が行うなど、役割分担をして対応しているというのが現状でございます。

○更田委員長

今の質問の答えが分からない。ここで言っているモニタリングの中には海洋生物は含まれるのか、含まれないのかと言っているのです。主体がどこだとかは言っていないです。

○村山長官官房放射線防護グループ監視情報課長

失礼しました。監視情報課長の村山です。

現状は今申し上げたとおりですけれども、今後何をモニタリングしていくかについては関係省庁と検討していくことになるかと思っております。

○更田委員長

ごめんなさい、その申し上げたとおりが分からなかったのだけれども。

○村山長官官房放射線防護グループ監視情報課長

現在、水産物についてのモニタリングはやっておりますけれども、幅広く海生生物の影響を監視するような放射線のモニタリングはやっておりません。

○更田委員長

やっている、やっていないではなくて、石渡委員の質問をストレートで聞いてほしいのです。このモニタリング調整会議の下で行われるモニタリングの中には海生生物の生物学的な調査は含まれるのか、含まれないのか。

○村山長官官房放射線防護グループ監視情報課長

今後、それについては検討がされると理解しております。風評対策ということで、基本方針でモニタリングを強化するとなっておりますので、そのためにそういったモニタリングが必要であればやることになると思いますし、ほかにすべきことが多いということであれば、やらない可能性もございます。

○更田委員長

要するに、分かりませんが答えでしょう。

○村山長官官房放射線防護グループ監視情報課長

はい、分かりませんというのが答えです。

○更田委員長

最初からそう言ってくれないと、現状がどうであるとか、こうであるとかではなくて、モニタリング調整会議がモニタリングするものの中には入るのか、入らないのかは今後の検討ですと、そういう答えですよね。

よろしいでしょうか。

○石渡委員

モニタリング調整会議では今後の検討ですけれども、農林水産省の方では今までもやっていたということですか。

○村山長官官房放射線防護グループ監視情報課長

監視情報課長の村山です。

水産物について放射線モニタリングをやってきております。

○石渡委員

分かりました。

○更田委員長

ほかにありますか。

田中委員。

○田中委員

先ほどの石渡委員のあれとも絡むのですけれども、まず初めに政府方針を踏まえた対応についてはこれでいいかと思えますけれども、科学的な背景について国民に対して十分説明することが大事かと思えます。そういう意味では今の石渡委員との関係なのですからけれども、告示濃度限度というのがあるのですが、これは廃水中又は廃液中のトリチウム水について言っていて、有機結合トリチウム（OBT）についてどのように考えているのか等についてもしっかりと説明する必要があるかと思えます。

もう一つ、先ほどモニタリングの話があったのですけれども、放出前から十分測って、どういうトレンドがあつてどうなるのかが大事ですし、また、同時にどの部分をどう測れば本当にいいのかということもよく考えて測ることが大事ですし、そのときに検出下限値をどのように考えるのかが大事かと思うのです。場合によれば、液体シンチレーションカウンターでトリチウム濃度を測る前に、濃縮を行って検出下限値を下げるということも考える必要があるのかなとも思えます。

○更田委員長

どうでしょうか。もちろん今回の処理水の中には存在可能性としてトリチウム以外の核種についても含まれているわけで、その下限値を下げるためには濃縮というプロセスはあり得ると思えます。

一方、トリチウムに対しての濃縮も不可能ではないけれども、それは結局何かに代表させての頻度の問題であって、放出そのもののチェックという形ではないだろうと思えます。

○田中委員

どうしてかという、いろいろなトリチウムの濃度の測定結果を見ると、ほとんどが下限値以下で書いているだけなのです。だから、下限値以下であるということだけの情報で本当に説明がし切れるのか。もうちょっと下げてあって、こんなもんだということ言うことが大事かと思えますし、トリチウムの濃縮はそれほど難しいものではないと思うのです。例えば電気分解してやって、電気分解する前後の濃度を測ってやればトリチウムが何倍になっているかが分かります。

○更田委員長

誤解のないように言っておくと、ごく少量であれば難しいものではないのは事実ではあるのですけれども、そういった意味では、希釈前のタンク水を一旦濃縮するというやり方が、そうはいつでも頻度を高めることは到底できないので、代表的なもの、ごく少数に関してというのは可能性として議論があるだろうと思えますけれども、実際問題トリチウム濃度を測るときにそのプロセスを経ているものがあるので、特段これからという話ではないと思えます。一旦濃縮してというのは既にやっている話だと思えます。

○田中委員

これは伴委員に聞いた方がいいかもしれないですが、現在の測定は液シンで測る前に濃縮しているのですか。

○更田委員長

はい、濃縮していると思えます。

伴委員。

○伴委員

現在の測定はというよりも、目的な何かだと思うのです。ですから、そのことが正にこのモニタリング調整会議の中で検討されるべきだと思うのですけれども、目的が排出基準を満たしているかどうかを見たいだけであれば、電解濃縮という手間をかける必要はないはずなのです。環境中のレベルに変化があるかどうかということを見たいとすれば、それは電解濃縮をしなければいけないかもしれない。けれども、電解濃縮が簡単だといっても、やはり手間がかかるということはそれだけ処理できるサンプルの数は減っていきますので、全体のキャパシティの中でどうするのがいいのかというのは議論されるべきだと思います。

もう一つ付け加えると、石渡委員が先ほど言った水産生物に関してどうするか。これも何を見たいかだと思うのです。トリチウム水だけが問題であれば、それは生物の中で常に入れ替わるので、あえて水産生物をとということにならないのですけれども、もし生物濃縮が疑われる、そこを見たいというのであれば、特定のものについて見ていかなければいけないということになると思えます。

○更田委員長

私は先ほどタンク水と海洋サンプリングとを混同していたところがあるのだけれども、海洋サンプリングに関して言ったらこれまでも濃縮しているというか、そもそも濃縮しな

いととても出てこないもので、そうであるからこそ海洋サンプリングもサンプル数が余り多くは取れないのだろうと思っています。

更に言えば、電解濃縮というプロセスを経るだけに、逆に言うと数値は確かに出てくるようになるけれども、濃縮のプロセスに伴う誤差の範囲も含んでくることになります。ただ、おっしゃるように海洋サンプルに関してはこれまでも濃縮した上でということです。

液シンは液シンで非常に面倒なプロセスではあるので、そういった意味では、海洋のモニタリングはこれまでやっている手法であるし、タンクのものに関しては、取りあえず液シンにかけてという形なのだろうと思います。

ほかにありますか。

山中委員。

○山中委員

実施計画の中身については結構かと思うのですが、審査の方法についてちょっと伺いたいのですが、申請が出てからということになるかと思うのですが、これから作っていく設備というのはそれほど複雑なものではないので、通常原子力発電所のいろいろな設備の審査とは違って、実施計画全体で一つ審査をするという進め方を考えておられるのか、それとも何か段階を経て審査を進めていくということを考えているのか、その辺りをちょっと教えていただけますか。

○更田委員長

それもこっちが決めればいいことだと思うのです。実施計画の最大の特徴は、設置変更許可、設工認、保安規定の審査を一体化させているということにありますし、そういった意味では、この審査は山中委員が出ておられる設置変更許可に関するような審査とは異なって、運用方法も含めて審査をすることになるというのが私の理解ですが、それでは駄目だということであれば御意見ください。

○山中委員

いえ、特段異論はございません。一括で見た方がより適切かなと私自身も思います。

○更田委員長

そうであるから、ここに監視方法というところまで書かれている。ですから、ハードだけではなくて、これまでの経緯から言えば、確認の頻度であるとか手法について、あるところ以降は今度はモニタリングの役割になるのでしょうかけれども、希釈に関して特にどういう頻度でどういうサンプルを取ってというのは審査の中でということになるだろうと思います。

審査に関して一言申し上げますと、私は内容は2段階だと思っています。技術的には1段階ではあるのだけれども、一つは法令に基づいた放出がなされるかどうかという審査。この部分は違反も取れるし、そういった意味で通常の審査なのですけれども、昨日の会議でも私は発言の中で申し上げましたが、今回、政府方針にのっとったものであるかどうかを確認していくという言い方をしています。これはある意味で原子力規制委員会の決定前で

はあるのですけれども、したがってこの審査の中では法令を満たしていることだけではなくて、プラス政府方針の中には濃度と総量が書かれているので、この政府方針にのっとったものであるかについても併せて確認をしていく。

そうすると、それが実施計画に反映される形になりますので、そうであれば、これは整理として法令違反ではないけれども実施計画での違反という形を取れる形になるのだらうと思います。

したがって、この部分に関しては例えば審査を終えた時点で審査書をまとめることになるとは思いますけれども、今まで実施計画で都度出していますけれども、法令遵守に関して言えばこうである、政府方針を満たしているかどうかということに関してはこうであるというような2段階の示し方になるのだらうと思っています。政府方針にのっとってれば法令にマッチしているのは言うまでもないのですけれども、手続としてはそういうことになるのだらうと思っています。

あとは用語ですね。希釈した後、海洋へ出すものをALPS処理水と呼ぶというのは官房長官も会見の中でおっしゃっていますので、そういった意味では定義された。私たちは今までタンクにある水のことを処理済水だと。ALPSを通ってきた水だと。だから、この紙も希釈前のタンクにある水を処理済水と言っていて、海洋へ出ていくものを処理水と言っているのですけれども、ちょっと誤解を招くので、全く処理前のSARRY、KURION、ALPSを通る前の水は汚染水という言い方をされていて、そういった一連のトリチウム以外の核種を取り除くプロセスを経た水を何と呼ぶか。これまでどおり処理済水でいいのかどうかちょっと考えなければいけないのだらうとは思いますが。希釈されて放出されるものに関しては処理水という表現を取っていくことになろうかと思っています。これは急なあれでもあるので少し考えて、用語の統一は図った方が誤解を招かないのだらうと思っています。

それから、田中委員から御指摘のあった説明に関して、これはそれぞれがというのももちろんではあるのですけれども、例えばモニタリング結果の示し方等に関してはモニタリング調整会議の下で方針が定まって、それに従って原子力規制委員会は原子力規制委員会の役割を果たしていくということになろうかと思っています。

ほかによろしいでしょうか。

では、本件の対応について、原子力規制庁の案を了承してもよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

ありがとうございました。

二つ目の議題は、「東京電力柏崎刈羽原子力発電所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の23第2項の規定に基づく命令について(案)」。

これは先般原子力規制委員会で命令の方針を決定し、東京電力に対して弁明の機会を付与するという形になったものですが、その後、東京電力のお申出を受けたものです。説明は中村安全規制管理官から。

○中村長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（核セキュリティ担当）

原子力規制庁核セキュリティ担当管理官の中村でございます。

それでは、資料2「東京電力柏崎刈羽原子力発電所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の23第2項の規定に基づく命令について（案）」について御説明させていただきます。

これまで東京電力柏崎刈羽原子力発電所の関係では、令和3年3月31日付で弁明の機会の付与について東京電力に通知したところ、東京電力から4月7日付で別紙1のとおり弁明はない旨、回答がありました。

そこで別紙2のとおり、東京電力は当委員会が柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査の対応区分を第1区分に変更することを通知する日まで、柏崎刈羽原子力発電所において、特定核燃料物質を移動してはならない。ただし、保障措置検査のため必要な場合その他法令の規定により特定核燃料物質を移動しなければならない場合は、この限りでない旨の命令を発出することについて、原子力規制委員会にお諮りしたいと考えております。

命令の案とそれを発出する理由につきましては、3月31日の原子力規制委員会においてお諮りした弁明の機会の付与の通知文書と同じ内容を1の命令の内容、2の命令を発する理由の（1）事実、（2）根拠となる法令の条項に記載しております。

また、今回新しく記載したものとしましては、3の教示のところで行政不服審査法に基づく審査請求ができること、行政事件訴訟法に基づく取消訴訟を提起できることなどの記載がございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○更田委員長

別紙2をもってこの命令を発出することに関して御意見はありますか。よろしいですか。

別紙2の命令の内容なのですが、ただし、保障措置検査のため必要な場合その他法令の規定により特定核燃料物質を移動しなければならない場合は、この限りでないとのだけども、保障措置検査は、基本的にIAEAが行う保障措置検査がありますね。このときにIAEAが検査に際して移動の必要がある、ちょっとつってみるとかというようになったときに、これはあらかじめ原子力規制委員会に諮られる形になるのか、それとも同行している原子力規制庁が独自に判断できるのか、どちらですか。

○中村長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（核セキュリティ担当）

お答えいたします。

保障措置検査のために特定核燃料物質を移動する行為は、査察実施手順書、これは国、事業者と事前に合意したIAEAの内規文書に基づくものでありまして、その査察実施手順書に基づく保障措置検査を実施するためにIAEAの査察官が必要と判断した移動であれば、原子力規制委員会においてその都度、判断、命令するものではないというものでございます。

○更田委員長

したがって、原子力規制委員会が関与する余地はないということですね。

○中村長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（核セキュリティ担当）

はい、そのとおりでございます。

○更田委員長

ここが明確に読めないところがあって、まず安全上の理由等であれば東京電力から言ってきたら、原子力規制委員会が都度判断することになるでしょうけれども、保障措置、SG（保障措置）そのものは規制といっても、国が行っている規制というよりはむしろIAEAが行っている確認作業に協力するという形を取っているのです、この部分の主体はIAEAになるわけですが、この点は明示的に議論しておいた方がいいと思っています。IAEA査察官に委ねられるということによろしいかということです。

よろしいも何も仕方ないのだということなのだろうと思うのですけれども、この記述であれば、発言として残しておきたいと思うし、確認をしておきたい。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○更田委員長

それでは、原子力規制委員会として、別紙2に基づいて、東京電力ホールディングスに対して命令を発出することとします。ありがとうございました。

三つ目の議題は、「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の実施方針について」。説明は金子審議官から。

○金子長官官房審議官

長官官房審議官の金子でございます。資料3に基づいて御説明をさせていただきます。

ただいまの事案に関連しまして、本年3月23日の原子力規制委員会で全体としての検査の対応区分を4にすること。そして、それに基づきまして追加検査を東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対して行うということを決めていただいております。その追加検査につきまして、今後の具体的な実施の段取りなどについて御説明をさせていただきます。

2. に書いてございますが、現在、東京電力に対しましては、今回の事案に関して根本的な原因の特定あるいはいわゆる再発防止に係る改善措置活動の計画などを内容として報告するようという指示をしております。これは期限が9月23日までです。いろいろな事実確認なども必要ですので、これを待たず検査を進めていきたいと思っております、4ページ目に参考資料1という形で全体像を表の形でお示ししておりますので、そちらを御覧ください。

まず、当面、現在の東京電力の状況あるいは職員などの認識などを確認するという意味で、規程や手順の確認、活動や報告等の記録の確認、あるいは現場の作業員、管理部門の方々、経営層の職員の方々へのヒアリングなどを通じて認識を確認する。あるいは、請負事業者等の外部の方の従業員の認識等についても確認をする。それから、核物質防護設備そのものの状況などの確認をするというような現時点での状況把握。

それから、東京電力がまとめます報告書の検討の状況につきましても、どういう問題設

定をしているのか、あるいは、第三者による評価を求めていますので、その取組の状況などについても確認をしていきたいと思っております。

9月23日が期限ですが、いつ出るかによりますけれども、報告書の提出をいただきましたら、報告書の内容を確認して、確認の結果については原子力規制委員会にも御報告をさせていただいて、審議をしたいと思っております。そこまでが、いわゆるこれまで2000人・時間という目安をお話ししてまいりました本格的な検査の前の段階での準備的な検査という形に位置づけてございます。

その本格的な検査は、先ほどの報告書の内容を確認いたしましてから、それに基づく検査の内容あるいは実際にどのようなスケジュールで行うのかといった検査の計画を策定いたしまして、これを原子力規制委員会にも御了承いただいた上で、できれば数か月程度を想定したいと思っておりますけれども、これは内容によってタイミングあるいは期間は変更になるかと思っております。これを作った上で、本格的な検査を実施していきたいと思っております。検査の項目の例として幾つか小さな字で挙げておりますが、こういった事項について東京電力が定めたいろいろな計画あるいは取組の方針に基づいて、企図したように運用されているのか。あるいは、そういう取組が定着をして効果を発揮する状況になっているのかどうかを確認するのがこのフェーズの本格的な追加検査ということになるかと思っております。

検査の状況や気づき事項等がありましたら、随時、原子力規制委員会の方にも共有をさせていただきたいと思っております。一通り検査が済んだところで、検査結果の取りまとめを行って、これを御報告する。

検査結果の中には、まだ不十分であるというような指摘事項がなされる場合がございますので、指摘事項がある場合にはそれを更にフォローアップする段階に進んでいくという形になりますが、そういったものが最終的になくなって、自立的に改善が図れるようになっていくことが確認できれば、対応区分を4から変更することができるようになっていくという評価についても原子力規制委員会で御審議をいただければという段取りに入ろうかと思っております。

以上が大まかな追加検査についての段取りの想定でございます。

元の資料の2ページ目の3.に戻っていただきまして、先ほど言及させていただいた東京電力に指示をしております安全文化、核セキュリティ文化に関する第三者による評価を求めています。この第三者については、独立性・中立性の確保でありますとか、幾つか要件を御提示しておく必要があると考えておりますので、三つの点について東京電力に対してきちんと認識共有をしておきたいと思っております。

・で三つ並べておりますけれども、一つ目は、今申し上げた独立性・中立性、東京電力から一定の距離を置いた方、あるいは疑念や不信を抱くような方が主体にならないようにしていただきたい。我々原子力規制委員会で、例えば原子力安全専門審査会の委員を選定するときなどの要件もございまして、そういったものを参考にしながら考えていただければということでございます。

2番目は、本件は核セキュリティの事案でございますので、評価を行う際に当然のことながら機微な情報を取り扱うことが想定されますので、原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）に基づく核物質防護に関する業務を委託された者として、秘密保持義務を負うということをきちんと明確にした上で、第三者としてその業務に当たっていただきたいという点でございます。

3番目に、第三者の方はいわゆる有識者と呼ばれるような方が中心になろうかとは思いますが、いろいろな情報収集をしたりという下作業が必要になりますので、その補佐をするスタッフ、事務局のようなものの体制などを含めて、独立性・中立性の疑念を持たれないような運営の方法を構築する必要がありますので、これも例えばということで日弁連が作っております第三者委員会のガイドラインがありますけれども、そういうものを参考にして、きちんと作っていただきたいという点について。

東京電力には3点を共有したいと思っております。

最後になりますが、3ページ目、原子力規制庁で追加検査を実施するに当たりまして、原子力規制庁の組織細則という訓令がございますが、こちらで長官官房に追加検査のチームを設置いたしまして、特別な体制を構築して、先ほど申し上げた検査の流れについて担当をしていければと考えておりますので、その点についても併せて御確認いただければと思います。

私からの説明は以上です。

○更田委員長

御意見はありますか。

伴委員。

○伴委員

2点質問したいのですが、最初は追加検査の大まかな流れを4ページの図で説明していただいたのですが、改善が図られるとすると相手の状態が変わっていくと思われる。全く改善が図られなければ、これは駄目だという話になるし、全てがきちんとなされて、一気に区分が一番下まで行ったということであれば、それはそれでいいのですが、中間の状態にとどまった場合にどうなるのかということなのです。

フェーズⅡの検査を行って、まだ完全には戻せないけれども例えば対応区分が1段階ぐらい下がりましたというときには、改めてその対応区分に応じた追加検査がプランされるのか、そこはどうなのでしょう。

○金子長官官房審議官

原子力規制庁の金子でございます。

まず、改善の途中段階というような認識の評価があった場合には、その途中段階が将来的に本当に最終的なゴールに達する見込みがあるのかどうかというのを確認というか評価しなければならないと思います。そのことを例えば先ほどの手順の中で原子力規制委員会に御審議いただいて、それは将来的に確実だろうということであれば、その段階でもちろ

ん一定の評価をすることもできると思いますけれども、それはもうちょっと見ないと分からないということであれば、先ほどのフォローアップの検査のような形で、継続的にそれを確認するというような必要があろうかと思しますので、その状況は、我々検査をする中で評価をしたものをお諮りしますけれども、そこで十分なのかどうかというのは原子力規制委員会でも御審議をいただければと考えています。

○伴委員

ということは、今回の追加検査のお尻というかエンドは必ずしも見通せるものではなくて、その状況に応じて柔軟に対応していくという考え方でいいわけですね。

○金子長官官房審議官

さようでございます。あるところで、もうこれで検査打ち切りということではなくて、状況が確認できる、あるいは評価できるというところまでは続けなければならないと思っております。

○伴委員

もう一点は第三者による評価なのですけれども、第三者による評価の目的というのはそもそも何なのだろうかというのは疑問に思います。

というのは、例えば第三者は、我々が持っていない別の専門性を有する者を入れることによって、そういったところをカバーするということなのか、あるいは我々がやろうとしていることを全く別途やっていただいて、同じ判断になるよねということをダブルチェックするようなことを考えているのか、それとも、我々がやろうとしていることよりも更に密なものを第三者評価としてやってほしいということなのか。それに依拠して第三者と我々との関係も変わってくるのではないかと思うのですけれども、そこはいかがでしょうか。

○金子長官官房審議官

事務局からお答えしていい内容かどうかというのもありますけれども。

○更田委員長

おっしゃるところはもっともで、しかも第三者の設定は原子力規制検査の設計の中で区分に対して一律に置かれているものなので、個別の事案が起きたときにふさわしいやり方かどうかという細部の詰めは恐らくこれまでないのだろうと思っています。

特に今回の事案に関して照らして言ったならば、第三者による検討に対して原子力規制委員会は何を求めるのかということもあるのだろうと思うのですけれども、逆に余り先走りすると、今度は東京電力が考えなくなるということもおそれるわけです。

まずは東京電力が第三者評価に何を求めるのかということをしっかり決めること。そしてそれを私たちに伝えてくること。それに対して私たちが意見があれば言うというプロセスだろうと思っています。ですから、先走って東京電力が第三者にこういうことを求めるべきだとこちら側が言い過ぎるのも問題かなとは思っています。もちろん私たちは、その中で第三者との間の関係は意識しなければならないだろうとは思っています。

○伴委員

そうすると、第三者を入れるということを我々は求めているけれども、その第三者をどう位置づけて、どう使うかというのは、あくまで東京電力に主体性があるということではないのです。

○更田委員長

主体性があることが望ましいのだと思います。ただ、これも主体性と言うと黒白で決まるものではないでしょうし、求めている方が何の考えもなしに求めているというのもおかしい話なので、ここで議論しておくことはいいことだと思うのです。

ここから先は私の意見ですけれども、そもそも第三者評価にかかわらず、ここに核セキュリティ文化であるとか安全文化と出てきます。核セキュリティ文化の状態がどうか、安全文化の劣化の兆候がないか、そこはどうか。これも大事なポイントではあるけれども、一方で、なかなか定量化されるものではないし、体制がどうかこうだというのは見ることができるかもしれないけれども、定性的なものにとどまる。

ただ、核物質防護で大事なものは、文化の劣化を前提としても機能する。結局、例えば人間のミスが多いようなもの、いつも頻繁にミスしてしまうものに対してどういうハードウェアを設定するかといったら、ミス前提としたハードウェアで補おうとするわけです。私たちが求めているのはトータルとしての機能であり性能なので、文化が劣化することを前提に考えたハードウェアだってあり得るわけです。私たちがふだん使っている携帯電話なんかもそうだけれども、ミスされることが設計の際に当然前提とされている。ちょっと具体的に言えばIDの不正利用だって、どれだけ不正な利用をしようとしても入れないという設計は、例えばIDカードと認証情報との間のひもづけを登録し直したら24時間は入れませんとか、12時間でもいいですけれども、そうすると、どうやろうとこうやろうと入りようがないのです。それでもそれをすり抜けるというのを考えてみる必要があるのかもしれないけれども、ただ、ソフトでカバーできないのであればハードでできるだけカバーしていくというのはあるでしょうから、私は必ずしも経営であるとか文化であるとかというもののだけに特化した話でもないのかなと思っています。

だから、これは継続して議論をしてみるということなのだろうと思いますけれども、どうでしょうか。伴委員、今、御意見はありますか。

○伴委員

先ほど言ったとおりで、どういう目的で第三者に役割を果たしてもらおうかということをごちらが何もビジョンがないと本当に無駄になってしまいますし、あるいはかえってよくないかもしれないので、そこはこちらとしてもある程度考えを持っておくべきなのではないかと思います。

○更田委員長

持っておいて、示しておくべきだと思うのです。うちがとにかく第三者を設けてやりなさいと言って、出てきたものに対して何だよこれと。それはひどいし無駄だと思いませんか。ですから、事務局の提案は事務局の方針としてなのだけれども、第三者評価に求める

ものはもうちょっと輪郭を明確にしておく必要があるだろうと思います。ただ、ここでやり出すとということもありますので、本日はないだろうとは思いますが、引き続き。

○金子長官官房審議官

事務局としても、そのような原子力規制委員会としての意向みたいなものをまとめるというのがありますし、先ほどのフェーズ I の検査の中で、東京電力がどういう方向に進もうとしているかということとはつぶさに情報共有をしまして、原子力委員会にも共有をした上で、そうでないということがあればそこでまた御指摘を頂ければとは思いますが。両面から進めていきたいと思えます。

○更田委員長

審査に関しては公開の会合をやっているけれども、検査に関してはどうなりますか。

○金子長官官房審議官

金子でございます。

大飯発電所 3 号機の亀裂の評価をしたときの会合は、実は検査の一環として公開会合をやりました。そういう手法を採ることはもちろん可能ですけれども、今回はかなりエンジニアリング的な部分もありますけれども、人にインタビューをしたりなんなりというのが多くなりますので。

○更田委員長

そういう意味ではないのです。例えば今話題になっていた第三者による評価というものの在り方についてみたいなもの。

○金子長官官房審議官

失礼しました。

○更田委員長

ただ、今回は PP（核物質防護）が絡んでいるので、その難しさはあるだろうと思えますけれども、この部分でもとにかく PP が絡んでいるから全て潜るといふことのないように、工夫を考えてもらいたいと思えます。

○金子長官官房審議官

その意味で、随時の御報告というのを明記させていただいております。

○更田委員長

私たちとの関係だけではなくて、東京電力との関係においてもできる限り透明性が確保されるようにということに関して、難しいというのは承知の上で言っているけれども、ちょっと考えてみてほしいと思えます。

ほかにありますか。

山中委員。

○山中委員

フェーズ I の検査については添付のような項目で結構かと思うのですが、まずは

核物質防護規定に基づいて記録とか関連の事実確認を行ってもらおう。核セキュリティ文化や社長の責任、この辺はきちんと規定に記載がありますので、その点についてもきちんとエビデンスを収集していただくということと同時に、文化以前の問題として、東電はこれまでいろいろな問題を起こしてきている事業者なので、企業風土の問題についてもフェーズ I の検査の中で情報を収集して、きちんとエビデンスを集めていただきたいなと思っています。

それから、報告書については、私は、原子力規制委員会とのやり取りをフェーズ I の中でやって、きれいに磨き上げるといようなことは余り行わない方がいいと。第三者委員会の設置の目的というのは明らかにしておく必要があるかと思いますが、どんなメンバーが選ばれるか、どういう議論がされるかというのは、東電の現状をきちんと表しているものになるかと思えますし、報告書も、東電が現状分析をどのように考えているか、あるいはこれからどのようにしたいかというものの生データが出てきて、それを判断する方が、余りすり合わせをして、いい報告書を作っていくことに原子力規制委員会は加担しない方がいい、あるいは原子力規制庁は加担しない方がいいと思えます。生の状態でフェーズ I の中の最終段階として評価をするという作業をしていただく方がいいのではないかと私は考えます。

○更田委員長

そのつもりでおっしゃっていないのだとは思いますが、今の御意見を極端化すると、報告書が出てくる前に検査を多少なりとも進めると、原子力規制委員会なり原子力規制庁なりの意図が東京電力に伝わってしまうので、報告書が出てくるまでは何もしないというのが一番極端なケースだと思うのです。とにかく自分で考えろと。それもアプローチとしては一つの御判断だろうと思えます。

それから、確かに山中委員がおっしゃるように、報告書をきっちり指導して、いい報告書をとというのは昔の審査っぽいでしょう。一緒に申請書を作っていくというような感じのアプローチは。それは避けなければならないのは本当にそうなのです。ただ、こけているをみすみす黙って見ているというのも、程度問題で難しいですね。ただ、今の山中委員の御意見は私も大変重要だと思います。ですから、フェーズ I において余りあれこれやるというようなのは、あくまで現状確認やこれまでの経緯の確認にとどめるべきであって、この過程で特段の指摘をするものではないとしておいた方がいいのかもしれないですね。

この点は、ほかの委員から御意見はありますか。田中委員。

○田中委員

今、山中委員が言われたことは重要だと思いますし、1 ページを見ると、事実関係をよく分かっておかないと報告書を評価できないというのはあるかと思うのです。我々はどこに注目してフェーズ I 等々をやっているか。それが報告書に変な形で反映されてもいけません。一方で事実関係がどうなっているのかということもしっかりしておかないと、報告書が出た後でどのように見るのかということができないと思えますので、そのこの区別、

判断はよくやっていただきながら、やっておくということだと思っております。

○更田委員長

ほかにいかがですか。

もう一つ委員に伺いたいのは、基本的には山中委員の言われたように社風というか風土に関わるような議論だと。私は、東京電力福島第一原子力発電所の事故の分析の中でも、例えばかつての電力自主AMへの取組がどうであったかとか、私が常々印象が強いのは、格納容器漏えい率試験のときの不正です。これも東京電力が決める前に私たちが先走って言うべきではないのかもしれないけれども、それから何より東京電力福島第一原子力発電所事故を東電がどう捉えているのかというようなところは、小早川社長が繰り返しうみを出し切るとおっしゃっているんで、そのうみを出し切る作業の中で東京電力がこれをどう捉えるかだと思いますけれども、そういった意味で、山中委員が言われるように、当面の期間、東京電力が自らフリーに考える期間というのはあっていいのだろうなと思います。

事務局の方針は方針として、ただ、そこはきっちり留意して、結論を急ぐ必要は全くありませんので、しっかりやると言うともみんなすごく真面目だからがんがん前へ進もうとするのだけれども、そうではなくて、黙ってじっと見ているという期間も大変重要なのだらうということをよく留意した上で、この方針を了承してもよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

ありがとうございました。

ただ、第三者評価をどうかというのは、別途議論の機会を作る必要があると思います。

○金子長官官房審議官

事務局的な考え方も一度お示しできるようにしたいと思います。

○更田委員長

ありがとうございました。

四つ目の議題は、「令和2年度の原子力規制検査の運用実績等を踏まえた制度改善のためのガイド類の改正等について」。説明は古金谷課長から。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

検査監督総括課長の古金谷でございます。資料4について御説明したいと思います。

原子力規制検査は1年間運用してきたということがございまして、その運用の中で出てきた課題を今回、ガイド類の改正という形で実際に改善につなげていきたいということでございます。

概要のところにも書いておりますけれども、我々はこの運用の中でも意見交換会合、事業者から意見を聴く、外部有識者から意見を聴くというようなこともやってきましたし、日常的なコミュニケーションの中で、現場の検査官からもいろいろ意見を聴いてきたというところがございます。

運用の実績としては、2パラグラフにも書いておりますように、指摘事項が15件ありま

して、第4四半期の頃には議論させていただきましたけれども、核物質防護の関係での重要度評価「白」「赤」というものがそれぞれ1件ございました。

こういった実績のところに出てきた課題といたしまして、例えば原子力規制委員への報告が遅れたとか、事業者とのコミュニケーションで事業者から意見が出てきたというような課題がございましたので、こういったことを改善するというので、これからガイド類の改正を進めていきたいと考えてございます。

「2. 主な課題」ということで記載してございますけれども、指摘事項の委員への報告が遅れたというところでございます。これは特に柏崎刈羽でございましたIDカードの不正使用事案でございますけれども、最終的には「白」となったものでございますが、当初、我々の方で「緑」ということを考えておったというところもありましたので、「緑」については四半期ごとにまとめて報告するという運用でございましたので、報告が速やかになされなかったということがございました。

常駐する規制事務所の検査官については、核物質防護関係の検査について役割が明確にされていないというところも課題としてございます。

三つ目が事業者とのコミュニケーションでございますけれども、これについては報告の内容、特に指摘事項の記載内容等々についてでございますが、「緑」の事案については原子力規制委員会に報告して決定するという運用ですけれども、その前に事業者から意見を聴取するという手続は特に明確にされていなかったということがございまして、そちらは公開会合で事業者の方からも要望があった要改善事項でございます。

2ページ目にその他ということで三つ記載してございます。一つは少し技術的な話でございまして、サーベイランス試験、定例試験の中での様々な機器での事前調整といったところについて、やっていいもの、やるべきではないものが明確になっていないという課題がございましたし、あと、これは従前の保安検査において指示文書を出して収集しておりました指標、こちらに書いております計画外の保修作業件数といったものが、新しい原子力規制検査制度になってこの取扱いをどうするのかということが明確になっていないということがございました。あと、検査官の方から新しい制度ということもありますので、様々な力量向上に関しての要望があったというところでございます。

こういった課題についての解決ということで、今後ガイド類の改正等を行っていききたいということでございますが、具体的には3. に示してあるところでございます。

一つ目が、先ほど申し上げました原子力規制委員会への報告というところの運用でございまして、これにつきましては、箱に書いてありますような形で実施要領を改正いたしまして、指摘事項になる可能性があるものについては、担当の管理職が委員、幹部に速やかに報告するという形で運用していきたいと思っております。

二つ目の現地の常駐の検査官の役割については、2ページ目の下にありますように、事務所の検査官の役割ということで、本庁からの求めに応じて、PPの検査も含めてチーム検査に参加するというような形に改善をしていきたいと思っておりますし、3ページ目でご

ございますけれども、事務所の常駐の検査官が日常巡視の中で、核物質防護関連についてもここに書いておりますようなPPの障壁あるいは出入口の施錠等といったところの遵守をしてほしいということで、役割を明確化している。

それから、次の品質マネジメントシステムの運用は基本検査のガイドの一つですが、これについても核物質防護の関係のCAP（是正措置プログラム）についてしっかり日常的に見るよというということで、ガイドを改正したいと思っております。

(3)は実施要領を改正いたしまして、報告書の内容を公表して、意見を聴取するということを取たいということでございます。

4ページ目の(4)でございますけれども、まず定例試験、サーベイランスのところについて、事前調整については許容できるもの、できないものを明確化したいと考えております。

(5)保安検査で収集していた30項目の指標については、原子力規制検査においては検査官は基本的にフリーアクセスでこういった情報にもアクセスできるということがございますので、こういった情報収集はもう基本的にしないということにしないと思っておりますので、その旨を通知したいと考えてございます。

(6)はこれまでの火災防護等の勉強会をやってきましたけれども、特に今後、核物質防護に関して事務所の検査官にも一定の役割を担っていただくということがございますので、そういった点はまた勉強会等を通じて習熟を図っていきたいと考えてございます。

以上が主な改正でございますけれども、「4. 今後の対応」でございますが、様々なガイドの中で誤記あるいはガイド間の記載の不整合といったものがございまして、そういった点も含めて、ガイドの改正を行っていきたいと考えております。

基本的には、任意の意見募集をせずに、原子力規制庁の中の内部決裁ということでやっていきたくて考えてございます。

今回見直す範囲をお示ししております。このタイミングで改正したいと思っておりますのは黄色で示しているところでございますが、実施要領ほかの関係するガイドでございます。緑で書かれているものにつきましては今作業を進めているところでございますので、第1四半期を目途に、また改正案についてまとめて、原子力規制委員会の方にもお示ししたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○更田委員長

時間の関係があるので、私は本件に関しては自分の意見を先に伝えて、退席したいと思います。

今、事務局から説明があった改正等に関する方針について異存はないのですが、二つ言っておきたい。

一つは直接的に関連することですが、主な課題の(1)から(3)に書かれているものは昨今の動きを受けてというものであるのだけれども、(4)の①が「その他」と

書かれているのだけれども、決して小さな話ではない。というか、すごくもったもなことを言っているのだけれども、技術的にはそんなに簡単ではない。サーベイランス試験におけるプレコンディショニングは、もちろん非常に様々ではあるし、DG（ディーゼル発電機）等に関して言ったら一定程度のコンセンサスみたいなものはあるだろうとは思いますが、要するに検査結果、確認結果を左右してしまう話なので、非常に普遍的、一般的なものなので、ここは気を付けてやってほしいというのがコメントです。許容範囲を明確にしようとするのはいいことだし、これは双方にとっていいことだけれども、その背景にはしっかりした技術的な議論と確認がないと明確化はできないので、ここは是非気をつけてもらいたいと思います。

もう一つは、本件と直接重なるわけではないのですが、これの説明を聞いていると、改めて検査の範囲で必要だと思われるのは、シビアアクシデント発生防止、影響緩和の観点から見たDB（設計基準事故）機器の検査は一回しっかり洗ってみる必要があると思います。つまり、制度は変わったのだけれども、検査や試験の内容はシビアアクシデントの視点が入っているか。容器にしてもそうだし、例えば弁などもそうですけれども、そういったものは相変わらず試験の内容というのはDBの範囲で考えられていないか。これは非常に大きなテーマではあるのですが、設計の中でシビアアクシデント対処を求めておきながら、シビアアクシデント対処は必ずしもシビアアクシデント対応機器だけで機能するものではなくて、当然DBが重要な役割を示すわけだけれども、ではそのDB機器にシビアアクシデント条件下に期待する機能や性能に関して検査ができているのかというところはしっかり検討してもらいたいと思います。それは古金谷検査監督総括課長もそうだし、後ろにいる金子審議官もそうだけれども、検査内容についてしっかりやってもらいたいと思います。

いずれにせよ、今回示された改正には異存はありませんので、後の進行は田中委員長に代理にお任せしたいと思います。よろしくお願いします。

（更田委員長退室）

○田中委員長代理

あとは何か御意見、御質問等がございますか。

石渡委員、お願いします。

○石渡委員

1 ページ目の一番下、2. の（3）なののですが、検査結果に関わる事業者とのコミュニケーション、事業者から意見を聴取する手続がなかったということなのなのですが、これは検査に関することですね。検査というのは学校でいえば言わば試験に当たるわけです。試験をやって、この成績でよろしいでしょうかと生徒に聴くというのはおかしい話だと思うのです。本来こういう手続は必要がないのだと私は思います。文句があるのであれば、報告が出てから、ここは間違っているとか、直してくれとか言えばいいわけで、あるいは原子力規制庁の方でも、ここの部分はよく分からないから、事業者の意見も聴きたいというのであれば、それは特殊な場合として、例えば公開でそういう会合を行うとか

ということはあるとは思いますが、一般的に言えば、これは必要ないのだと私は思うのですが、これについてはどういう改正をしたのですか。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

3 ページ目の下の (3) にございますけれども、具体的に実施要領を以下の箱に書かれているような形で変えたいと思っております、3 行目でございますけれども、報告書の案に対して事実誤認等に関する意見を聴取するという形で、当然我々が検査の中で事業者とやり取りをして、事実確認を行っているというところはあるのですが、特に「緑」の場合は最終的に原子力規制委員会で報告して決定するという形をしておりますので、事前にその内容を見せて、あるいはこれは公開するという形にしておりますけれども、その中でもしそういった事実誤認があれば教えてほしいということでございます。

判定そのものについて、こういった事実関係の我々の誤りがあれば当然改正する、我々も見直すということがあろうかと思っておりますけれども、委員が御指摘のように、そういったものがないにもかかわらず我々の判定に意見を言うというところについては、意見が出てきたとしても、我々は受け入れるつもりはないというところでございまして、あくまでも事実関係のところでの意見があればと考えているところでございます。

○石渡委員

いずれにしても、こういうプロセスは公開でやるということが大事だと思いますので、ここにも公表するということははっきり書いてありますので、その点はしっかりやっていただきたいと思っております。そもそもこのプロセスは余り必要がないというのが私の意見です。

以上です。

○田中委員長代理

あとはございますか。

私から一つ、二つ、コメントと質問なのですが、まず安全とセキュリティのインターフェースが重要であるということで、安全関係の検査でもし気づき事項があれば担当部門に伝えるということが書いてあるのは大変いいことかと思っておりますし、核物質防護について事務所検査官に対する教育が重要だと思うのですが、これは様々な方法によって効果的に行っていただきたいと思っておりますし、また、現場的なところでの教育も大事かと思っております。

もう一個質問なのですが、核燃料施設等の重要度評価の検討は現在行われているところなのですが、それを踏まえてのガイドの改正はまだこの中に入っていないということではよろしいのですか。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

原子力規制庁の古金谷でございます。

核燃料施設の重要度評価については、今正に意見交換会合でも、委員にも御出席いただいて議論させていただいております、今年度はこれまでの意見交換会合での議論を踏まえて、試行的なことを事業者とも相談しながらやっていこうと思っております、その中

でSDP（重要度決定プロセス）ガイドみたいな案を作って、試運転版を作って、その中で試していきたいと思っておりますけれども、本格運用のガイドとして反映するのはもう少し先だと考えております。

○田中委員長代理

分かりました。

どうぞ。

○山中委員

今回の原子力規制委員会への報告漏れについては、原子力規制庁の重要度評価の経験不足ということがかなり原因にあるのではないかと私自身は考えていたところですが、3の（1）にありますように、今後、軽微な事象についても速やかに原子力規制委員会へ報告されるように修正される方向なので、結構だと思えます。

あと、現場の検査官のいわゆる核物質防護に関する検査の権限の範囲の明確化というのは、現場の検査官、アクセスはできたのだけれども、どこまでというのが決まっていなかったということで、若干のちゅうちょがあったのかなと思えます。PPのCAPについてはこれまでもアクセスはできたのですか。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

一部の規制事務所に聞いているところで、私の知っている限りで申し上げますと、一部の事務所では既にそういったところに傍聴するというような運用をしている事務所もございました。ただ、それを制度的に確実にということではなくて、今までは各事務所の検査官の裁量で行ってきたというところもございましたので、そこは今回こういうガイドの改正の中で、ある程度一定のパターンで各事務所にやっていただこうと考えております。

○山中委員

恐らくそんなに件数は多くないと思えますので、これを見て判断して、あるいは本庁に問合せてというのはそれほど負担にはならないかなと思うので、是非現場の検査官にアクセスできるようにというか、アクセスしてくださいという方向で進めていただければと思います。

○田中委員長代理

あとはよろしいですか。

どうぞ。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

先ほど石渡委員からございました事業者とのコミュニケーションの関係については、一度意見交換会合で意見が出てきていましたので、まずそこで事業者と更に意見交換をさせていただきたいと思えます。その上でどうするかというところは、また原子力規制委員会の方にお諮りするというような形にしたいと思えますけれども、それでよろしゅうございますか。

○石渡委員

事業者の意見を聴くことについては、私は大事なことだと思います。

ただ、正に検査結果に関わるこの件については、事前に事業者の意見を聴く必要は余りないというのが私の考えです。これはある意味、原子力規制庁の職員のプロ意識の問題でもあると思うのです。

以上です。

○田中委員長代理

今、古金谷検査監督総括課長からあったことを反映して、ガイド等は、この改正との関係はどうなるのですか。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

ここについてこれまでの経緯を申し上げますと、第1四半期の運用の中で意見が出てきて、第1四半期の報告書を原子力規制委員会に報告した際に、こういった意見があったので、第2四半期、第3四半期にこの運用を既にしておりました。今回ガイドに反映させようと思いますけれども、御意見がありましたので、ここについては実施要領の改正は見送りたいと思います。改めて事業者とも意見交換をした上で、原子力規制委員会の方にも御相談させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○田中委員長代理

あとはよろしいですか。

○石渡委員

具体的には、後ろの方についている大部の。

○田中委員長代理

別添のところになるのですかね。

○石渡委員

このどこを。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

具体的にページで申し上げますと、22ページの3.3の下の第2パラグラフのところについて、改正をペンディングさせていただいて、意見交換会合で再度議論したいと思いますが、いかがでしょうか。

○田中委員長代理

委員の方々、いかがですか。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

決裁区分は長官でございます。

○荻野長官

原子力規制庁の荻野でございます。

本日お諮りをしたものは、内容によりまして、以前お決めいただいたルールに従いまして、長官決裁のものと担当管理課の決裁のものがございます。いずれにしる専決処理ということでございますけれども、今申し上げたとおりのことで、この部分は除いた形で一旦

処理をさせていただいて、この部分については改めてお諮りするということにいたしたいと思えます。今、古金谷から申し上げた通しの22ページの3.3とある部分でございます。

○石渡委員

そのような取扱いでよろしいと思えます。

○田中委員長代理

あとはよろしいですか。

それでは、令和2年度の原子力規制検査の運用実績等を踏まえた制度改善のためのガイド類の改正等について、今後の対応及び別添関係について、今あったところを除きまして改正を了承するというところでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○田中委員長代理

それでは、原子力規制検査の制度改善のためのガイド類の改正等について、今後の対応及び別添の今あったところを除きまして、改正を了承いたします。また、さっきの件については検討結果を報告いただけたらと思えます。ありがとうございました。

次の議題5は、「放射線審議会委員の任命について(案)」でございます。説明は放射線防護企画課の高山企画官の方からお願いいたします。

○高山長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課企画官

それでは、資料5を御覧ください。

放射線審議会の委員の任命についてお諮りするものでございます。

放射線審議会の委員のうち、今年の6月14日までが任期の委員が5名いらっしゃいます。

2ページ目を御覧ください。その5名が、こちらの表に記載されている委員でございます。甲斐委員、岸本委員、松田委員、横山委員、吉田委員の5名でございます。いずれの委員におきましても再任とさせていただくことが適切ではないかと事務局としては考えております。

なお、参考までに参考1、3ページ目と4ページ目にこの5名を加えた放射線審議会委員全員の名簿をつけてございます。

以上、お諮りいたします。よろしくをお願いいたします。

○田中委員長代理

本件について、何か御質問、御意見等はございますか。

伴委員、お願いします。

○伴委員

5名の方ですけれども、それぞれの分野で実績のある方たちで、これまでも審議会の中で積極的に御発言いただいているので、私は再任でよろしいと思えます。

○田中委員長代理

ありがとうございました。

あとは何かございますか。よろしいですか。

それでは、放射線審議会の委員の任命について、別紙の事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○田中委員長代理

それでは、放射線審議会の委員の任命について、事務局案のとおり決定いたします。事務局は手続を進めてください。

では、次の議題6は、「放射線審議会の開催状況について」でございます。説明は同じく高山企画官の方からお願いいたします。

○高山長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課企画官

資料6を御覧ください。放射線審議会の開催状況についての御報告でございます。

これは令和2年度に開催されました放射線審議会で審議された内容の概要を御報告するものでございます。

経緯でございますが、昨年2月の第63回原子力規制委員会におきまして、放射線審議会に係ります諮問・答申及び意見具申の取りまとめ、その他の審議状況と合わせまして、年に1回報告するという方針を事務局から提案させていただきまして、御了承いただいたものでございます。そのため、今回その概要を御報告するものでございます。

令和2年度の1年間に、放射線審議会の総会は合計4回開催されました。その内容を大きく分けると、会長などの交代、諮問案件に係ります審議、その他の調査審議事項の三つでございます。本日はその三つに内容を分けまして、御報告をさせていただきます。

一つ目の会長などの交代でございます。昨年4月に前会長でございました神谷委員が退任されました。それに伴いまして、第149回の総会におきまして、互選により甲斐委員が新たに会長に選任されたところでございます。なお、会長から、小田委員が会長代理に指名されました。

二つ目の内容でございます。諮問及び答申についてでございます。令和2年度は諮問及び答申は合計4件ございました。

一つ目ですが、眼の水晶体等価線量限度の取り入れなどに係ります技術的基準の改正でございました。これは第149回総会におきまして、経済産業省から諮問がなされまして、妥当である旨が答申されたものでございます。

二つ目がクリアランス規制の改正でございました。これは核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規制のクリアランス対象施設、対象物の拡大に係る改正について諮問されたものでございます。第149回の総会で審議されまして、妥当である旨が答申されました。

三つ目は、IAEAの放射性物質安全輸送規則の国内法令への取り入れでございました。こちらは国土交通省、原子力規制委員会から第150回の総会において関連する法律の規制の改正などについて諮問がなされまして、審議の結果、妥当である旨が答申されたところでございます。

四つ目の案件は、放射性同位元素の規制の関係告示の改正でございました。こちらの関係告示に関しましては、原子力規制委員会から諮問がなされまして、第151回の総会で諮問、第152回の総会で答申がなされたものでございます。審議の結果、改正は不要であるという旨が答申されたものでございます。

以上が諮問及び答申の案件でございました。

三つ目がその他の調査審議事項でございます。主に合計7件ございました。

一つ目ですが、放射線障害防止の技術基準に関する国際動向でございます。こちらは第149回の総会におきまして2点ほど御報告がなされました。研究受託者の神田委員からの御報告、事務局の御報告の2点でございました。

2点目は、ICRP2007年勧告の取り入れ、特に放射線業務従事者に対する健康診断でございます。こちらは第150回の総会で調査研究受託者よりその調査の報告、第151回総会で中間取りまとめが作成されたところでございます。

三つ目が、眼の水晶体の等価線量限度の見直しに係る関係行政機関の対応状況についてでございます。こちらは第150回総会と第152回総会で事務局から2点ほど内容の御報告をさせていただきました。2点目のところで、通達等で対応するとした法令の対応状況を各関係省庁から御報告させていただいております。

4点目が自然起源放射性物質、いわゆるNORMに関するこれまでの検討状況でございました。第150回の総会でこれまでの検討の経緯、それから国際動向について事務局から報告を行わせていただいたところでございます。

五つ目が、ICRP Pub. 146（「大規模原子力事故における人と環境の放射線防護」）の報告でございました。こちらは昨年12月に出版されたものでございますけれども、その概要を事務局から御報告させていただきました。既に放射線審議会の基本的考え方の整理が発表されておりますけれども、その中で関係する記載についてPub. 146の更新事項を反映していくこととなりました。

6点目が、原子炉等規制法に係りますクリアランスの審査基準でございます。こちらは第149回の諮問において、クリアランスに係る審査基準の報告を求める意見が出されましたが、第152回総会でその報告がなされました。

最後、7点目は線源規制の考え方でございます。これは放射性同位元素の規制法の関係告示の改正の際に、個人関連の評価と線源関連の評価の考え方について、我が国の規制との関係性が整理されていなかったということが明らかになりましたので、引き続き検討を進めていくこととなったものでございます。

以上が、昨年度1年間の放射線審議会の審議事項でございました。

○田中委員長代理

ありがとうございました。

何か御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

伴委員、お願いします。

○伴委員

説明ありがとうございました。概略は分かりましたけれども、放射線審議会として現在懸案になっている事項で、特に今年度積極的に取り組まなければいけないと合意が得られているようなことがあれば、教えていただきたいのです。

○高山長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課企画官

本日御報告いたしました内容でも幾つか触れておりましたけれども、放射線審議会がしておりますいわゆる基本的考え方に盛り込むべき内容が幾つかあるのではないかとということが昨年度指摘されております。具体的に申し上げますと、クリアランスの考え方だとか、7点目でありました線源規制の考え方だとか、そういったところでしっかりと放射線審議会としての考え方を基本的方針のところに更にアップデートして入れ込むべきではないかということが審議会で決まった事項として定められておりますので、その内容について、今年度審議をしていくべきものと考えております。

○伴委員

ありがとうございました。

○田中委員長代理

あとはよろしいですか。

1個教えてください。これは事務局に聞いたらいいのか、伴委員に聞いたらいいのかが分からないのだけれども、別紙2関連で、ICRP2007年勧告の規制への取り入れというのがあるのですけれども、原子力規制委員会として今後どのようにこれを考えていけばいいのかについて教えていただければと思います。

○伴委員

これは放射線審議会の事務局として答えてもらった方がいいと思います。

○高山長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課企画官

別紙2でございますとおり、ICRP2007年勧告の国内制度への取り入れに関しては、全部で20の検討項目がございますけれども、6ページでございますそのうちの3点に関して、A、B、Cの内容が具体的に書いておりましたが、これを放射線審議会で中間取りまとめという形で方針を定めさせていただいたところでございます。

ここに記載のとおり、17の検討項目のうち14項目については国内制度への取り入れがなされていると既に評価いただいております。以下の3項目として、医療被ばく、代表的個人の公衆の線量評価への適用などに関して、これについては関係省庁、学会等で検討が進められていると評価をされておりましたけれども、このことに関しては、引き続き放射線審議会としても注視していくものと認識がなされていると理解しております。

○田中委員長代理

分かりました。

あとはございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本件は報告を受けたということで終わりにしたいと思います。ありがとうございます

ございました。

続きまして、議題7は「審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善について－令和3年度の実施計画の策定－」でございます。説明は技術基盤課の遠山課長からお願いいたします。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課の遠山です。

今、御紹介いただきました審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善についてですが、先日、令和2年度の検討の結果を原子力規制委員会です承していただき、意見募集を実施している最中でございます。本日は令和3年度の実施計画ですが、資料の1ページの3.1に検討経緯を示しております。まず、原子力規制庁の中で新たな意見、提案を収集したところ、1件、火災報知器に関するものがございました。また、ATENA（原子力エネルギー協議会）からも意見を聴きましたが、新しい意見はございませんでした。庁内、ATENAのいずれも優先順位づけの意見は特にございません。

2ページに参りまして、今年2月に原子力規制庁内の会合を公開で行いまして、令和3年度の計画について議論いたしました。その結果、令和2年度は自然ハザード関係の改正を行いましたので、令和3年度はそれ以外を対象としよう。その上で、設計基準対象施設と重大事故等対処施設がございますが、新規制基準で新たに追加された重大事故等対処施設に係るものを優先して改正しようという提案をいたしまして、合意をしていただきました。

3.2に今年度の実施計画を15件挙げてございます。数字の後ろにNと記載されておりますのは原子力規制庁から出た意見、Aと記載しておりますのはATENAから出てきた意見であります。それらの内容については、4ページ以降の別表1にA4横の形で整理をしております。

今後の進め方でございますが、この検討については、今年末をめどに検討し、その結果を原子力規制委員会に報告し、御審議いただきたいと思いますと考えております。この計画を含めた全体の姿でありますけれども、今回含まれなかった残りのものを7ページ以降の別表2にまとめてございますが、全体の数を表に整理したのが3ページの次の表でございます。現時点で意見・提案の総数は64件、そのうち令和2年度の改正として現在意見募集中のものが8件、そして本日御提案する計画が15件、残りが41件でございます。先ほど申し上げましたように、この41件も別表2に記載しております。

続きまして、4番の特定重大事故等対処施設に関するガイド等でございますが、これは令和2年度に庁内及びATENAから意見・提案を収集しておりまして、現在その改正案を検討中でございます。テロリズムに関する具体的な議論は非公開となりますが、その経過や結果については可能な範囲で公開したいと考えております。

5番として新たに核燃料施設・試験研究炉に関するガイド等につきましても、審査の経験が蓄積してきたことを踏まえまして、今回の作業の対象とすることとし、今年度は意見・

提案の収集を開始したいと考えております。

説明は以上です。

○田中委員長代理

ありがとうございました。

御質問、御意見等はございますでしょうか。

石渡委員、どうぞ。

○石渡委員

別表2に書いてある令和2年度の改正対象及び令和3年度の実施計画に含まれないものについては、大体どんなタイムスケジュールになるのですか。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課の遠山です。

令和2年度は約半年で8件の作業を行いました。令和3年度は1年間作業ができるということで約15件を計画しておりますので、この計画のとおり進めば、3年ぐらいで全て作業が終了するのではないかと考えています。ただし、その過程でまた新たな意見が出てくることも考えられますので、それはその都度、見直していきたいと考えております。

○石渡委員

そうすると、大体3年ぐらいをめどにということですね。分かりました。

○田中委員長代理

あとはよろしいですか。

それでは、審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善について、原子力規制庁の令和3年度の実施計画及び今後の進め方を了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○田中委員長代理

ありがとうございます。

それでは、審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善について、原子力規制庁の令和3年度の実施計画及び今後の進め方を了承いたします。原子力規制庁は作業を進めてください。

次の議題8は「渦電流探傷試験、超音波探傷試験及び漏えい率試験に係る日本電気協会の規格の技術評価と関係規則解釈の改正、並びにこれらに対する意見募集の実施について」でございます。説明は同じく遠山課長の方からお願いいたします。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課の遠山です。

原子力規制委員会は、民間規格につきまして、技術評価を行った上で規制基準に規定する性能水準要求を満たす具体的な仕様として、規制上活用するとしておりまして、今御紹介いただきました3件の規程、指針につきまして検討を実施いたしました。

検討の体制でございますが、2の(1)に書いてございますように、原子力規制委員会

の山中委員をヘッドに、原子力規制庁職員、技術支援機関の人間、それから外部から専門家の方4名を招きまして検討を進めました。

検討の会合は合計3回実施いたしまして、その結果を技術評価書としてまとめております。これは16ページから添付してございますが、約400ページにわたる大部なものでございます。その概要について御紹介いたします。

2ページの3の(1)ですが、最初に渦電流探傷試験指針2018年版のものでございますが、主な変更点といたしましては、従来のもものでは、オーステナイト系ステンレス鋼及び高ニッケル合金の母材部と溶接部を試験の対象としておりましたが、新たに低合金鋼母材部を適用範囲に追加したものでございます。

評価の概要ですが、この試験の適用範囲につきまして、基となった電力共通研究として実施された試験結果に基づきまして、BWR(沸騰水型原子炉)の給水ノズルコーナ部に限定とすとしております。

二つ目、超音波探傷試験規程2016年版のものでございますが、この前の版からの変更点は、主にオーステナイト系ステンレス鋼の溶接金属を透過した超音波による探傷に係る電力共同研究の成果を反映して、追加をしたというものでございます。

評価の概要ですが、従来は探傷が不可能であった範囲を低減する技術ということですので、探傷不可の範囲がある場合の表面試験として位置づけるといたしました。

三つ目が漏えい率試験規程2017年版のものでございます。評価の概要として、前の2008年版の技術評価の際に、その適用に当たって出された条件を新しい版の中で反映したということを確認しております。

続きまして4番、技術評価書(案)に基づいて、関係する規則・解釈の改正案を検討いたしました。技術基準規則解釈と亀裂解釈を一部改正すると考えておまして、これは別紙2、428ページから添付をしてございます。

1番目の技術基準規則解釈につきましては、先ほど申し上げました技術評価の結果、適用に当たって条件を付した内容を別記8に規定したものでございます。

また、2番目の亀裂解釈につきましては、渦電流探傷試験指針の技術評価の結果を適用に当たっての条件を付して内容に規定したものでございます。

続きまして、資料の4ページに行っていただきますが、これらの技術評価書と規則解釈の改正案について御了解が得られれば、別紙2の規則の解釈等につきましては、行政手続法に基づいて意見募集を実施したいと考えます。

また、別紙1の技術評価書につきましては、別紙2の技術的根拠となりますので、任意の意見募集を実施したいと考えております。意見募集を実施する際には、それぞれ30日間を計画してございます。

私からの説明は以上です。

○田中委員長代理

ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、別紙1の技術評価書（案）及び別紙2の規則・解釈等の一部改正案に対する意見募集の実施を了承してよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○田中委員長代理

ありがとうございます。

それでは、別紙1の技術評価書（案）及び別紙2の関係規則・解釈等の一部改正案に対する意見募集の実施を了承いたします。原子力規制庁は手続を進めてください。

次に、最後の議題でございますが、「まん延防止等重点措置の実施を踏まえた原子力規制委員会の対応の変更について」でございます。説明は総務課の児嶋課長の方からお願いいたします。

○児嶋長官官房総務課長

総務課長の児嶋でございます。

それでは、資料9を御覧ください。まん延防止等重点措置の実施を踏まえた原子力規制委員会の対応の変更について御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症対策でございますが、新型インフルエンザ等特措法の改正によりまして、まん延防止等重点措置というものが設けられております。通称重点措置なのですが、東京都で実施されたことを踏まえまして、これまで本年3月24日に御了解いただいた対応について変更の必要が生じております。

まず「1. 最近の経緯」でございますが、政府の基本的対処方針におきまして重点措置を実施する区域に対しては、これまで2月以降は不要不急の外出・移動の自粛を住民に対して行うことを都道府県に求めておりました。ところが4月9日に東京都、それ以外に沖縄、京都でございますが、重点措置区域とすることに伴いまして、基本的対処方針の中で、長いので省略させていただきますが不要不急の都道府県間の移動は極力控えるように促すという記載が追加されてございます。

それを受けまして、1の（2）にございますように、東京都は4月12日から5月11日までを期間として、都県境を越えた不要不急の外出・移動の自粛、特に変異株により感染が拡大している大都市圏との往来の自粛を要請しております。

原子力規制委員会の対応で、先ほど申し上げたものでございますけれども、我々に関しては特に東京都にございます本庁の職員につきましては出張がございますので、この東京都の要請を踏まえた対応の変更が必要と考えました。

具体的には、2の一つ目のマル（○）にございますが、原子力規制検査と使用前検査等につきまして、下線部を追加する形で変更してはいかがかと考えております。重点措置を実施すべき区域、現時点では都道府県単位でございますが、そこで実施するチーム検査があれば、その検査内容を精査し、必要な検査に限定して実施する。また、それ以外の区域

でございますけれども当然東京都から出張する形になりますので、事業者の運用や地方公共団体の要請を踏まえて、必要に応じて運用上の工夫を行うこととしたいと思っております。

また、いわゆる重点措置実施区域に所在する官署の職員、現時点では東京都、女川、大阪の熊取の事務所等でございますが、特に東京都につきましては出張がございます。規制事務所の職員は東京都に参りますけれども、東京都の職員に関して特に考えておりますのは、重点措置を実施すべき区域を目的地とする出張、併せましてそれ以外でも不要不急に該当し得る出張については可能な限り控えるというのが適当と考えております。

ここで不要不急に該当し得る出張というのはなかなか定性的にしか決められないのですが、基本的にはウェブ等の利用で現地に行かなくても足りる場合、また、出張時期を調整して、延期することが可能な場合、このようなものを不要不急に該当し得る出張と考えております。

このような形で庁内に徹底したいと考えているところでございますので、御了解いただければと思っております。

私からは以上となります。

○田中委員長代理

ありがとうございました。

何か御質問、御意見等はございますか。

伴委員、お願いします。

○伴委員

今、御説明いただいたことについて異存があるわけではないのですが、こういう状態が長く続いているので、出張の不要不急の判断がかなり難しくなっているのではないかと思うのです。時期の調整が可能であるといったときに、例えば半年ぐらいは先送りできるけれども1年はちょっと難しいというようなものがあるときに、それをどこでやるかみたいな話になってきて、状況が改善したらということになるのでしょうか、何か出張のウエーティングリストみたいなものができていて、それで臨機応変に対応できるような体制にはなっているのでしょうか。

○児嶋長官官房総務課長

現時点では、ウエーティングリストというわけではございませんが、課室長の中で適宜判断するということにはなっております。

ただ、恐らく常識的には、年度内で処理できるか、できないかというところをメルクマールに、それぞれ必要性を判断していくことになるとは考えております。

○伴委員

ありがとうございます。

○田中委員長代理

あとはよろしいですか。

それでは、まん延防止等重点措置の実施を踏まえた原子力規制委員会の対応の変更につ

いて、原子力規制庁の案を了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○田中委員長代理

ありがとうございます。

それでは、まん延防止等重点措置の実施を踏まえた原子力規制委員会の対応の変更について、原子力規制庁の案を了承いたします。ありがとうございました。

本日予定した議題はこれまでですけれども、ほかに何かございますか。

なければ、本日の会議はこれで終了いたします。ありがとうございました。